

そこで、緑地面積率等が企業に与える影響を把握するため、当所工業振興委員会が昨年2月に行つたアンケート調査（回答44社）では、「事業（計画）上、規制が影響したことがある」「これから影響する可能性がある」と答えた企業が7割以上ありました。

また、設備の新設や更新等の際、事業（計画）を縮小、延期、断念せざるを得なかったケースがあったことも判明し、他にも、近隣地域と比べ条件が悪く、他市へ転出することも視野に入れざるを得ないと答えた企業もありました。このままでは当地域の企業の競争力が他地域と比べ低下し、企業活動にもマイナス要素となること

から、昨年5月に釜谷和明会頭、山本亜也夫副会頭、岡田義則工業振興委員長の3名が加古川市と加古川市議会を訪れ、工業立地法に定める緑地面積率の緩和を求めめる要望書を岡田康裕市長に提出し、原田幸廣市議会議長（当時）には議会審議扱いとなる請願書を提出しました。

なるこの日は、委員から、加古川で規制緩和が進んでいない理由を問う声や、緩和により緑が減少することに對し、「市民に理解してもらうためには専門家の意見を聞いたほうがよい」「減少分の補填となる代替案を進めるべき」との意見が出されました。

### 工場立地法による緑地面積率等の規制緩和に関するアンケート調査結果(概要)

- 事業（計画）上、緑地面積率の規制が影響したことがありますか。 ※複数回答可（回答数：割合）
  - ・これまでに影響したことがある（20件：40%）
  - ・今後影響する可能性がある（16件：32%）
  - ・影響したことはなく、今後も影響しない（14件：27%）
  - ・その他（1件：1%）
- 「影響したことがある」と答えた方は、事業（計画）に影響した内容はどのようなものですか。 ※複数回答可（回答数：割合）
  - ・事業（計画）を縮小、延期、断念した（8件：38%）
  - ・緑地確保を工夫した（13件：62%）
- その他の意見など
  - ・大規模生産施設の導入となれば、現存する施設を緑地に変えることも考えないといけない。結果として、工場敷地外への緑地設置や市外での事業実施の検討も視野に入る。
  - ・敷地を最大限活用できず、近隣市と比べ見劣りする。早く緩和しないと小野市や加西市へ企業が移転してしまう恐れがある。
  - ・緑地帯の有効活用（駐車場利用等）により、車通勤者の積極採用など人材採用が有利になる。

釜谷会頭は、緑地面積率を緩和することは、ものづくり産業の維持・発展や、新たな市外企業の誘致を促進するため、企業が設備投資しやすい環境整備の一つとして当地域の経済活性化に繋がることから、スピート感をもった対応を求めました。



その後、6月16日に開催された加古川市議会建設経済常任委員会では、当所より請願した「工場立地法による緑地面積率等の緩和について」が審査され、第1回目と

加古川市においてもパブリックコメントを募集し、専門家の意見も聞くなどし、後日、幾度の委員会での協議を経て、3月25日に開催された市議会（定例会）本会議において、緑地面積率等規制の緩和条例案が可決されました。

4月1日より、この条例の施行とあわせて兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」による緑化基準の規制緩和も開始されています。

### 専門家・市の意見

加古川市は北部を中心に豊富な緑地を有しており、市内全域の緑地面積に占める工場緑地面積は少ない。緩和による環境への影響は軽微と考えており、企業への環境活動の義務付けは予定していないが、周辺環境との調和については引き続き指導を行う。

屋上・壁面緑化は工場立地法における緑地に含まれており緑地面積に算入可能で、今回の緩和により、旧設備から省エネ化された新設備に切り替わることで二酸化炭素の排出量が抑制されることも期待されるので、企業には環境に配慮した積極的な取組みを期待する。

### パブリックコメントの内容

規制緩和を希望する声がある一方、下記のように環境悪化を懸念する声もありました。

- ・緑地面積を下げる（＝植物の減少）で二酸化炭素の吸収量が減り、環境悪化が懸念される。最低基準5%は下げ過ぎではないか。
- ・国も農地保全に力を入れている今、なぜ緑地率の緩和なのか。
- ・喪失する緑地を補う施策、計画などはあるのか。
- ・屋上緑化を取り入れてはどうか。
- ・企業に対し、環境に対する地域貢献活動や、環境ボランティアへの支援活動の実施等を義務付けてはどうか。

### 今回の工場緑地率の緩和が企業にどれだけの影響をもたらすのか？メリットは？対象工場を有する会員企業のご担当者にお聞きしました。

ハマダコンフェクト(株) 取締役 総務部長 井汲 泰 さん

当社にとって最良のタイミングで緩和されたと喜んでおります。建屋を増設して、姫路工場と統合を計画していましたが、従来の緑地面積率では工場増設と緑地確保は両立できず、借地で緑地を確保する予定でした。従業員確保のため通勤の利便性も考え、郊外への工場進出は考えていませんでしたので、緑地面積率の緩和による恩恵は大きいです。緩和後は新工場棟を建築しても現状の敷地内だけで緑地を確保できる上に、短時間労働者に必須の駐車場も増設できそうです。

もちろん企業にとって環境対策は重要な課題で、従前よりフルタイム労働者については、CO2排出抑制を目的に、主要駅より送迎バスを走らせマイカー通勤を減らす取り組みを続けてきました。工場増設においても、エネルギー効率に優れた生産設備の導入で一歩進んだ工場として環境保全に取り組んでまいります。



日本精化(株) 生産技術本部 加古川東工場長 藤本 昭一 さん

近隣市町が早々に緑地面積率を緩和していく中、加古川市の緑地率の高さは事業展開のうえで制限される状況であり、今回の緩和によりメリットは多くあります。工業団地の限られた敷地内で設備増設を繰り返してきましたが、一等地ともいえる場所を開けて緑地を確保しています。今回の緩和により、外周フェンス沿いの緑地で基準を満たせる様なら、緑地部分を活用した設備更新や新設が検討できる様になり、非常にありがたいです。

当工場は以前よりエネルギー指定工場として、燃料もCO2排出量の少ない都市ガス化を進めたり、加古川市の環境保全協議会の協定工場として、毎年、環境活動の報告を行うなど環境問題に積極的に取り組んでいます。



加古川市



経済産業省

※工場立地法について詳しくは  
加古川市HP／経済産業省HPをご覧ください。